

学 校再編準備委員会

だより

(P T A 部会)

再編準備委員会第 5 回 P T A 部会を開催しました

開催日時：令和 8 年 1 月 28 日（水）18 時 35 分から 19 時 30 分

開催場所：東見中学校 音楽室

概 要：新 P T A 会則について協議を行いました。

【新 P T A 会則について】

（前回の協議の確認）

「名称」「目的」「方針」について取りまとめ、文面の見直しや他の文との重複の解消、新たな内容文の追加等について再確認し、以下のとおりとすることとしました。

第〇章 名 称

第〇条 本会は、玉野東中学校 P T A と称し、事務局を同校内におく。

第〇章 目 的

第〇条 本会は、会員互助が協力し、家庭と学校の緊密な連携を保ち生徒の幸福な成長をはかるとともに、玉野東中学校の教育の振興に寄与することを目的とする。

第〇条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校、家庭および社会における生徒の福祉の増進に関すること。
- 2 玉野東中学校の教育の振興に関すること。
- 3 家庭と学校との連携を緊密にし、生徒の健全育成に関すること。
- 4 社会生活・家庭生活の水準向上を図るための会員の研修に関すること。
- 5 学校教育環境の整備に関すること。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第〇章 方 針

第〇条 本会運営上、下記事項に留意する。

- 1 本会は教育を本旨とする民主団体として活躍し、他のいかなる団体からも支配、統制、干渉などは受けない。
- 2 本会は生徒の福祉のための活動する他の社会団体および機関と協力する。
- 3 本会は直接学校の管理や人事に干渉するものではない。
- 4 営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。
- 5 公選の公職者は、役員になることができない。

（今回の協議結果）

前回に続き、会則の「会計」「役員」の項目について、2 中学校の会則及び全国 P T A 連絡協議会の公開資料を参考に協議を行い、以下の通りとなりました。

第〇章 会 計

第〇条 本会の経費は、会費、および寄付金・その他をもってあてる。

第〇条 会費は月額〇〇〇円とする。

第〇条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第〇条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。

第〇章 役 員

第〇条 本会には次の役員を置く。

委員4名（うち1名は教頭とし、書記を担当する）、会計1名（学校事務担当）、ただし、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第〇条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 代表役員は、本会の会務を統括する。
- 2 代表役員のうち書記担当は、本会のすべての会議の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、記録・通信その他の書類を保存する。
- 3 会計監査委員は、会計事務を監査しその結果を報告する。
- 4 会計は、予算に基づいて本会のいっさいの会計事務の処理をし、決算報告、財産管理、予算の立案について協力する。

第〇章（役員の選出）

第〇条 代表役員、会計、会計監査委員は、会員の中より選出し、総会の承認を得て就任する。

第〇章（会計監査委員）

第〇条 本会の経理を監査するために若干名の会計監査委員をおく。

第〇条 会計監査委員は本会役員および委員を兼ねることはできない。

第〇条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第〇条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

（継続協議）

「会計」の会費については、学校で必要とする予算を精査した後に、会費の額を確定したいため引き続き検討することとしました。

学校再編に関する情報は、市のホームページで確認できます。

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/50734.html>

市民センターでも閲覧できます。

